

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



耐震改修工事を行う住宅の
固定資産税を減額します

平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅は、次の要件全てを満たす場合、申告によって固定資産税が一定期間減額されます。

■要件

- 昭和57年1月1日以前から現存する住宅であること
- 建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす改修工事であること
- 工事費用が一戸当たり30万円以上であること

■減額の割合

適用範囲に相当する税額の2分の1

■減額の適用範囲

1戸当たり120平方メートル以下の住宅部分

※併用住宅の店舗・事務所部分などを除く。

■減額される期間

○工事期間が平成23～24年の場合は、翌年度分から2年
の間

○工事期間が平成25～27年の場合は、翌年度分

■申告方法

工事完了の日から原則3カ月以内に、要件を満たすことの証明書を添付して、担当課へ申告してください。

■問合せ

○市庁舎本館資産税課
TEL0897-52-1276

○各総合支所

○東予総合支所
TEL0897-52-1276
○丹原総合支所
TEL0897-52-1276
○小松総合支所
TEL0897-52-1276

東日本大震災の被害を受けた方へ
税金に関するお知らせ

東日本大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。

そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

伊予西条税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページをご覧ください。

地方税も、住民税、固定資産税、自動車税などの特例があります。詳しくは、愛媛県または市へお問い合わせください。

■国税に関する問合せ

○伊予西条税務署

TEL0897-56-13290

○国税庁ホームページ

URL www.nta.go.jp

■地方税に関する問合せ

○愛媛県東予地方局課税課
(県税)

TEL0897-56-13000

○市庁舎本館市民税課(市税)

TEL0897-52-1317

○市庁舎本館資産税課(市税)

TEL0897-52-1325

8月の市税ごよみ

19日(金) 国民健康保険税第1期分、固定資産税第2期分の督促状の発送

31日(水) 国民健康保険税第2期分、市県民税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

市税の納付は

口座振替が

便利で安心です



平和記念日・終戦記念日に
黙とうを

原爆死没者ならびに戦争で亡くなられた数多くの方々のご冥福と世界恒久平和を祈念して、次の日時に黙とうが捧げられます。

皆さんも、家庭や職場など

での黙とうをお願いします。

○広島平和記念日

8月6日(出) 8時15分

○ながさき平和の日

8月9日(火) 11時2分

○戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日(月) 正午

水問題に関する協議会(幹事会)
開催状況説明会

愛媛県と西条市、新居浜市、松山市の3市で組織する「水問題に関する協議会」が、平成22年度から開催した5回の幹事会の状況について説明します。

- 日時 8月20日(土) 13時30分～15時30分
- 場所 市庁舎本館5階大会議室
- 内容 協議会の概要
幹事会の状況説明

- 3市の水問題の課題と対応
- 加茂川の水事情の現状分析
加茂川の水利権や水利使用の現状、加茂川流域の地下水の状況、黒瀬ダムの放流操作と河川水や地下水との関係など

- 定員 150人(先着順)
- 申込期限 8月12日(金)
- 申込先 市庁舎別館環境衛生課 水・環境保全係
TEL0897-52-1382
EX-ℓ kankyoeisei@saijo-city.jp